第１号様式の２（第４条関係）

見附市子育て世帯移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　新潟県子育て世帯移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び見附市から調査を求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、見附市子育て世帯移住支援金交付要綱第８条の規定に基づき、速やかに見附市に報告し、見附市子育て世帯移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）見附市子育て世帯移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額

（２）見附市子育て世帯移住支援金の申請日から３年未満に見附市以外の市区町村に転出した場合：全額

（３）起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

（４）見附市子育て世帯移住支援金の申請日から３年以上５年以内に見附市以外の市区町村に転出した場合：半額

（就業の場合）

（５）見附市子育て世帯移住支援金の申請日から１年以内に見附市子育て世帯移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（テレワーク、関係人口の場合）

（６）見附市子育て世帯移住支援金の申請日から１年以内に見附市子育て世帯移住支援金の要件を満たさなくなった場合：全額